

岩手県告示第287号

次の救急診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出の撤回があった。

平成26年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

救急診療所の名称	所在地
足澤整形形成外科	紫波郡紫波町日詰字中新田252番地2